

## 京都確認検査機構 確認審査及び検査手数料【非課税】 〔建築物〕

### 構造計算ルート1、大臣認定、構造計算を行わないもの

建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物（構造計算を行わないもの）

建築基準法第68条の10第1項の認定を受けた型式に適合する建築物

（表-1）

床面積の合計	手数料の額（単位：円）			
	確認審査	中間検査	完了検査	仮使用
0㎡以上30㎡以内	15,000	20,000	20,000	25,000
30㎡を超え100㎡以内のもの	35,000	45,000	45,000	55,000
100㎡を超え200㎡以内のもの	55,000	60,000	60,000	75,000
200㎡を超え500㎡以内のもの	85,000	90,000	90,000	110,000

建築基準法第6条第1項第2号、4号に掲げる建築物（構造計算ルート1、大臣認定）

（表-2）

床面積の合計	手数料の額（単位：円）			
	確認審査	中間検査	完了検査	仮使用
0㎡以上100㎡以内	50,000	45,000	45,000	55,000
100㎡を超え200㎡以内のもの	60,000	60,000	60,000	75,000
200㎡を超え500㎡以内のもの	90,000	90,000	90,000	110,000

※ 床面積の合計が500㎡を超えるものについては、（表-3）の料金表を適用します。

上記以外の建築物

（表-3）

床面積の合計	手数料の額（単位：円）			
	確認審査	中間検査	完了検査	仮使用
0㎡以上100㎡以内	50,000	50,000	50,000	60,000
100㎡を超え200㎡以内のもの	60,000	65,000	65,000	80,000
200㎡を超え500㎡以内のもの	90,000	90,000	90,000	110,000
500㎡を超え1,000㎡以内のもの	180,000	120,000	120,000	145,000
1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	250,000	170,000	170,000	205,000
2,000㎡を超え4,000㎡以内のもの	350,000	220,000	220,000	265,000
4,000㎡を超え6,000㎡以内のもの	400,000	270,000	270,000	325,000
6,000㎡を超え8,000㎡以内のもの	450,000	320,000	320,000	385,000
8,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	500,000	370,000	370,000	445,000
10,000㎡を超え15,000㎡以内のもの	600,000	420,000	420,000	505,000
15,000㎡を超え20,000㎡以内のもの	650,000	470,000	470,000	565,000
20,000㎡を超え50,000㎡以内のもの	800,000	520,000	520,000	625,000
50,000㎡を超え100,000㎡以内のもの	950,000	600,000	600,000	720,000
100,000㎡を超えるもの	1,300,000	900,000	900,000	1,080,000

- 1 天空率（道路・隣地・北側斜線）の審査を要するものは、別途確認審査手数料各々¥5,000を申し受けます。
- 2 避難安全・耐火性能検証法の審査を要するものは、別途確認審査手数料各々¥20,000を申し受けます。
- 3 同一棟増築の確認審査手数料は、増築部分の床面積に既存部分の床面積の1/2を加算した面積を、手数料算定床面積といたします。
- 4 計画変更の確認審査手数料は、原則として当該計画の変更に係る部分の床面積の1/2として算定しますが、床面積に反映されない変更については別途個別相談といたします。また、床面積が増加する部分については、増加する床面積にて算定を行いません。
- 5 弊社で確認済証を交付していない建築物の計画変更確認申請は、新規の確認申請とみなして手数料の算定を行います。
- 6 用途変更、移転、大規模修繕及び大規模な模様替の確認審査手数料は、申請部分の床面積に申請以外の部分（同一棟）の床面積の1/2を加算した面積を手数料算定面積といたします。
- 7 特定天井等の審査を要するものの確認審査手数料は、別途個別相談といたします。
- 8 建築物に附属する塀等の確認審査手数料は、別途個別相談といたします。
- 9 バリアフリー法の審査を要するものは、別途確認審査手数料¥20,000を申し受けます。

10 京都市高度地区内における建築物の環境性能に関する基準は、確認申請時に住宅性能評価書等を添付することにより、その適合性を示すことができますが、確認申請時において当該性能に関する審査も要する場合、弊社の住宅性能評価業務規程に準じた手数料を別途申し受けます。

※ ここに定めのない事項については、別途協議し定めることができますものとします（確認審査・検査共通）。

京都確認検査機構 確認審査及び検査手数料【非課税】  
〔建築物〕

構造計算ルート2・3、その他高度な計算を要するもの

(表-A)

床面積の合計	手数料の額 (単位:円)				
			中間検査	完了検査	仮使用
	確認審査	構造審査料			
0㎡以上100㎡以内	50,000	30,000	50,000	50,000	60,000
100㎡を超え200㎡以内のもの	60,000		65,000	65,000	80,000
200㎡を超え500㎡以内のもの	90,000		90,000	90,000	110,000
500㎡を超え1,000㎡以内のもの	180,000	60,000	120,000	120,000	145,000
1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	250,000		170,000	170,000	205,000
2,000㎡を超え4,000㎡以内のもの	350,000		220,000	220,000	265,000
4,000㎡を超え6,000㎡以内のもの	400,000		270,000	270,000	325,000
6,000㎡を超え8,000㎡以内のもの	450,000	80,000	320,000	320,000	385,000
8,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	500,000		370,000	370,000	445,000
10,000㎡を超え15,000㎡以内のもの	600,000		420,000	420,000	505,000
15,000㎡を超え20,000㎡以内のもの	650,000	100,000	470,000	470,000	565,000
20,000㎡を超え50,000㎡以内のもの	800,000		520,000	520,000	625,000
50,000㎡を超え100,000㎡以内のもの	950,000	200,000	600,000	600,000	720,000
100,000㎡を超えるもの	1,300,000		900,000	900,000	1,080,000

〔昇降機、小荷物専用昇降機、建築設備〕

(表-4)

	確認申請手数料	完了検査手数料
型式部材等製造者認証を受けたもの	20,000	25,000
上記以外のもの	35,000	40,000

- 1 単独申請、建築物との同時申請に係らず、上記手数料をいただきます。  
(令和4年4月1日確認申請受付分より適用いたします。)

〔工作物〕

(表-5)

	確認申請手数料	完了検査手数料
令第138条第1項に掲げるもの (煙突、鉄柱、広告塔、高架水槽、擁壁等)	高さ15m以下	35,000
	高さ15mを超える	
令第138条第2項及び第3項に掲げるもの	35,000	40,000

- 1 工事区域内に数ヶ所または数種類の工作物がある場合は、各基毎の申請となります。
- 2 令第138条第2項第2号及び第3号に掲げる工作物で、水平又は垂直投影面積が10㎡を超えるもの又は高さが4mを超えるものは、水平又は垂直投影面積のいずれか大きい方の面積で(表-2)の手数を適用いたします。
- 3 特殊な工作物(風力発電、遊戯施設等で回転又は運転等を伴うもの)は、構造安全審査の評定書(任意書式)を添付していただきます。

## 検査申請手数料注意事項

### 〔 中間検査 〕

- 1 中間検査手数料は、中間検査対象面積を手数料算定床面積として算定します。
- 2 工区を分けて中間検査を受ける場合は、工区ごとに中間検査申請及び中間検査手数料が必要となります。ただし、特定行政庁が定める場合はそれによります。
- 3 弊社で確認済証を交付していない建築物の中間検査手数料は、（表 - 1、2、3、表 - A）の確認審査手数料を加算いたします。
- 4 検査の結果、再検査を行う場合の手数料は、当該検査対象面積に基づき算定します。

### 〔 完了検査 〕

- 1 避難安全検証法による確認申請を行ったものの完了検査手数料は、別途¥60,000を申し受けま
- 2 弊社で確認済証を交付していない建築物等の完了検査手数料は、（表 - 1、2、3、4、5、表 - A）の確認審査手数料を加算いたします。
- 3 同一棟増築の完了検査手数料は、増築部分の床面積に既存部分の床面積の1/2を加算した面積を、手数料算定床面積といたします。
- 4 京都市内において、棟別部分完了を受ける場合の完了検査手数料は、その対象面積にて算定します。
- 5 増築を伴う用途変更、移転、大規模修繕及び大規模な模様替の完了検査手数料は、申請部分の床面積に申請以外の部分（同一棟）の床面積の1/2を加算した面積を手数料算定面積といたします。
- 6 申請に係る建築物の計画を変更したことによる追加説明書の審査手数料は、変更内容に応じ原則として計画変更確認申請における手数料を適用いたします。尚、下限は¥15,000といたします。
- 7 追加説明書の審査の結果、再検査を行う場合の完了検査手数料は、当該検査対象面積に基づき算定します。
- 8 省エネ適判対象建築物については、対象棟毎に下表の金額（省エネ計算書の添付が不要な場合は、下表によらず¥10,000とします。）を完了検査手数料に加算いたします。ただし弊社で省エネ適合性判定をおこなっていない建築物については、対象棟毎に同表（ ）書きの金額を完了検査手数料に加算いたします。

棟別の対象床面積	モデル建物法	標準入力法
～ 500㎡以内	¥25,000	¥50,000
500㎡超 ～ 1,000㎡以内	(¥75,000)	(¥150,000)
1,000㎡超 ～ 2,000㎡以内	¥50,000	¥100,000
2,000㎡超 ～ 4,000㎡以内	(¥150,000)	(¥300,000)
4,000㎡超 ～ 6,000㎡以内	¥80,000	¥160,000
6,000㎡超 ～ 8,000㎡以内	(¥240,000)	(¥480,000)
8,000㎡超 ～ 10,000㎡以内		
10,000㎡超 ～	要相談	

- 9 建築物に附属する塀等の完了検査手数料は、別途個別相談といたします。
- 10 バリアフリー法の検査を要するものの完了検査手数料は、別途¥30,000を申し受けま
- 11 京都市高度地区内における建築物の環境性能に関する基準は、完了検査時に住宅性能評価書等を添付することにより、その適合性を示すことができますが、完了検査において当該性能に関する検査も要する場合、フラット35適合証明業務に準じた手数料を別途申し受けま

## 仮使用認定手数料注意事項

- 1 弊社で確認済証を交付していない建築物は認定手数料に確認審査手数料を加算いたします。
- 2 弊社で仮使用認定を受けた建築物の完了検査については、原則、延べ床面積から仮使用面積を差し引きした面積にて手数料を算定いたします。
- 3 省エネ適判対象建築物の仮使用認定における現場検査につきましては、上記、検査申請手数料注意事項〔完了検査〕8の「完了検査手数料」を「仮使用認定手数料」と読み替えて適用いたします。